「又は令和４年旧措置法第42条の11の３第２項の規定」に改め、同号⑤中「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法第68条の15第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は旧令和２年改正前措置法」に改め、同号⑥及び⑦中「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改め、同号⑧中「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法第68条の15第２項又は旧令和２年改正前措置法」に改め、同号⑨中「令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に、「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改め、同条四号㈠中「第42条の12第６項第10号」を「第42条の12第６項第15号」に、「別表六(二十)付表」を「別表六(二十四)付表一」に改め、同条五号㈡中「第27条の12第15項」を「第27条の12第16項」に改め、同表を別表六(十四)とする。

別表六(十九)の表中

調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑫」）	調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑫」）

に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の11の３第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の」を加え、同表を別表六(十三)とする。

別表六(十八)の表中

特定税額控除規定の適用可否（別表六(七)「３」、「７」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合）	特定税額控除規定の適用可否（別表六(七)「３」、「７」、「８」、「12」若しくは「15」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合）

に、

調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑪」）	調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑪」）

に改め、同表を別表六(十二)とする。

別表六(十七)の表中

調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑩」）	調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑩」）

に改め、同表を別表六(十一)とする。

別表六(十六)の表中

調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑨」）	調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑨」）

に改め、同表を別表六(十)とする。

別表六(十五)を削る。

別表六(十四)の表中

調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑥」）	調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑥」）

に、

差引当期税額基準額残額 ⑬－⑭－(別表六(二十二)「14」)－(別表六(二十三)「15」)	差引当期税額基準額残額 ⑬－⑭－(別表六(二十七)「15」)

に、

調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑤」）	調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑤」）

に改め、同表の記載要領第１号中「の租税特別措置法第42条の６第２項若しくは第３項」を「の租税特別措置法第42条の６第３項」に改め、同条四号中「別表六(六)「７」」を「別表六(六)「８」」に改め、同表を別表六(十八)とし、同表の次に次の１表を加える。